

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

岡山市長 大森 雅夫

## 令和6年度後期の「特定事業所集中減算に係る届出書」の提出について

平素から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、居宅介護支援事業所においては、毎年度2回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きを行う必要があります。

つきましては、令和6年度後期（令和6年9月1日～令和7年2月28日）分の算定結果を「特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）又は（様式1-1）」に記載し、令和7年3月17日（月）までに提出してください。

割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算の対象となりませんが、「正当な理由」の有無は、事業所から提出された書類を本市において個別に判断することとしており、本市が理由を不適当と判断した場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

また、80%を超えたことについて、「正当な理由（例：平均計画件数が少ない等）」があったとしても、提出期限までに提出がない場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

なお、各種様式及び詳細な内容は、岡山市事業者指導課ホームページ（[https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_8.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_8.html)）に掲載しています。

### 記

#### 1 特定事業所集中減算届け出に関する留意事項

- (1) 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の割合が80%を超えたか否かにかかわらず「様式1」又は「様式1-1」を必ず提出すること。（提出方法は郵送、FAX、メールのいずれでも可。）
- (2) 80%を超えており、正当な理由がある場合は、「様式2」も添付してください。  
※なお正当な理由が「平均居宅サービス計画数20件以下」又は「それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下」のみの場合は「様式2」は不要です。
- (3) 平成30年度前期以降、対象サービスは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の4サービスです。
- (4) 今回、提出する「特定事業所集中減算に係る届出書」の内容で、令和7年4月1日から「減算あり」「減算なし」の異動他、報酬の体制が変更になる場合は、必ず令和

7年3月17日(月)までに、必要書類を揃えて体制届を提出してください。

※なお事業者指導課において、「特定事業所集中減算に係る届出書」を審査した結果、「減算あり」と判断した場合等は、体制届の再提出について連絡します。

【担当】 岡山市保健福祉局 高齢福祉部  
事業者指導課 訪問居宅事業者係

TEL 086-212-1012

FAX 086-221-3010